

## 静岡県立農林環境専門職大学等研究推進委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部における研究水準の向上及び研究活動の質向上と活性化を推進するために設置する、静岡県立農林環境専門職大学等研究推進委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項について定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究組織・研究環境整備に関すること。
- (2) 研究費の配分に関すること。
- (3) 知的財産の創出・活用に関すること。
- (4) 研究活動の評価・改善に関すること。
- (5) 研究成果の発信（紀要、出版等）に関すること。
- (6) 外部競争資金の受入及び導入促進に関すること。
- (7) 国際シンポジウム、地域・他大学連携等の研究推進に関すること。
- (8) 産学官の連携に関すること。
- (9) 研究倫理の審査に関すること。
- (10) 公的研究費等の適正管理及び不正調査等の実施に関すること。
- (11) 動物実験の実施に関すること。
- (12) 遺伝子組換え実験の実施に関すること。
- (13) 研究に係る備品等の利用及び整備に関すること。
- (14) その他委員会が必要と認める事項。

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 生産環境経営学部の評議員のうちから評議会が選定する者
- (2) 生産環境経営学部の教員のうちから評議会が選定する者
- (3) 短期大学部の評議員のうちから評議会が選定する者
- (4) 短期大学部の教員のうちから評議会が選定する者
- (5) 教務課長
- (6) その他学長が指名する者

### (委員の任期)

第4条 前条第2号、第4号及び第6号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第8条 研究水準の向上及び研究活動の質向上と活性化の推進に係る専門的事項を処理するため、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(評議会への報告)

第9条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに評議会に提出しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教務課で行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。